

審査ニュース 168号

請求レセプトの一次審査における 審査委員会の疑義について

医療保険委員会

今回の審査ニュースは、一次審査における返戻・査定事例についてご紹介します。

レセプト摘要欄への記載は、請求の意図をはっきりさせるために大変重要です。コメントの記載を忘れないようにしましょう。

キチンと調剤し、請求したつもりが査定・返戻された事例をご紹介します。今後の請求にお役立て下さい。

各保険薬局から請求されたレセプトは審査支払機関において一次審査を受けます。ここで「原審」「返戻」「査定」処理されますが、その後保険者に送付され、必要があれば再度請求内容の確認が行なわれます。

一次審査において「原審」とされた請求内容に疑義が生じた場合、保険者は審査支払機関に再審査請求を行います。この時、審査員は再度審査を行いません。再審査請求における保険者からの疑義内容が妥当だと認められた場合は「査定」処理となりますが、そうでない場合は当然のことながら「原審」処理となります。

※再審査請求では「原審」か「査定」かの二者択一が原則であり「返戻」処理はありません。

このように保険者が一次審査の結果に疑義を抱くような場合でも、摘要欄にコメントがあれば請求者の意図がわかり、再審査請求に至るトラブルを未然に防止することができます。

今回は下記の事例について解説します。

【事例1】新薬クレナフィン爪外用液の誤請求について

【事例2】吸入薬の小児に対する用法・用量について

【事例3】新たに後発医薬品が発売されたプラビックス錠について

※文中の「原審」「返戻」「査定」の意味合いを記載します。

原審……請求どおりと解釈されるもの。

返戻……請求内容に疑義があるか、請求理由が理解できないもの。

査定……誤請求と解釈されるもの。

審査ニュース

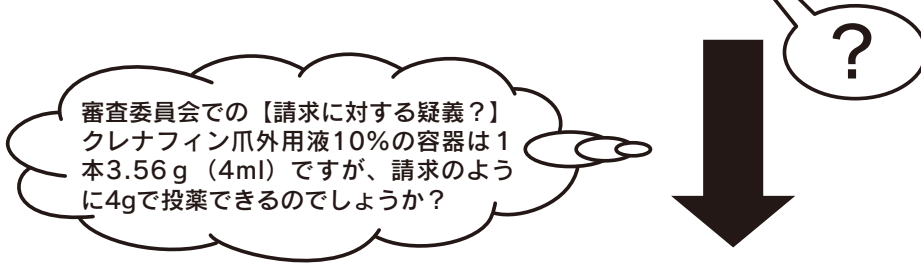
事例1 (薬局への返戻事例) 新薬クレナフィン爪外用液の誤請求について

〈処方〉

〔 クレナフィン爪外用液 10% 4ml 〕
 1日1回 右足 第1趾爪・第2趾爪

〈一次審査対象レセプト〉

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	2・25	2・25	クレナフィン爪外用液 10% 4g 【外用】1日1回 右足第1趾爪・第2趾爪	663	1	10	663	
摘要									



〈審査結果〉※返戻処理

※クレナフィン爪外用液10%は爪白癬に使用される1本3.56g (4ml) の外用液剤です。ハケと一体型のボトルで、薬液を爪面に容易に塗り広げることが可能です。容器の形態から4gの投薬は製剂的に不自然と解釈されるため、返戻処理となりました。このケースは処方せんに4mlの指示があったため、薬局は調剤数量をそのまま誤入力してしまったものと思われます。クレナフィン爪外用液10%の薬価収載単位は「g」です。保険請求は3.56gでお願いします。医療機関に対しても処方せんへの適正な記載をお願いして下さい。

また、この薬剤は平成26年9月に薬価収載された新薬です。従って「投与日数に制限のある外用薬」の対象となり、投与日数は14日分を限度とされています。臨床試験における使用状況からみて、本剤1本あたり77爪分となります。最大10爪の罹患爪が対象の場合、1本あたり7.7日分と考えられます。14日処方制限を考えると、2本を上限とすることが一応の目安となっています。(罹患爪が5爪までは1本) 投与量についてもご注意ください。

<平成26年版 調剤報酬点数表の解釈 p63 (投与期間)、平成26年版 保険調剤Q & A p102 参照>

〈疑義とならない記載例〉

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	2・25	2・25	クレナフィン爪外用液 10% 3.56g 【外用】1日1回 右足第1趾爪・第2趾爪	590	1	10	590	
摘要									

事例2 (医療機関への査定事例) 吸入薬の小児に対する用法・用量について

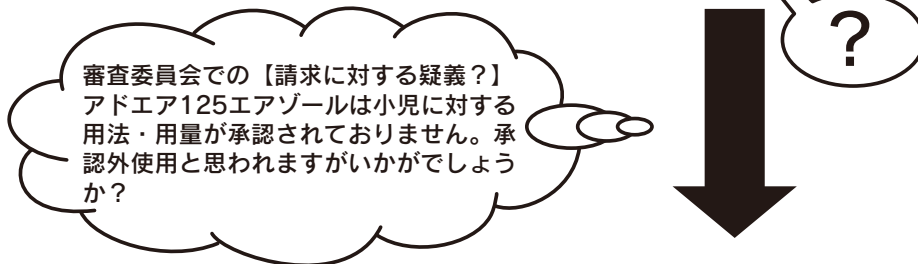
〈処方〉

〔 アドエア125エアゾール 120吸入用 12.0g 1瓶
1回1吸入 1日2回 〕

※参考・・・患者年齢：12才小児

〈一次審査対象レセプト〉

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	2・25	2・25	アドエア125エアゾール120吸入用12.0g 1瓶 【外用】 1回1吸入 1日2回	776	1	10	776	
摘要									



〈審査結果〉※医療機関へ査定処理

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	2・25	2・25	アドエア125エアゾール120吸入用12.0g 1瓶 【外用】 1回1吸入 1日2回	776	1	10 0	776 0	
摘要									

※アドエアエアゾールやディスクスで小児において用法・用量が承認されている製剤は、ディスクス製剤では「アドエア100ディスクス」のみ、エアゾール製剤では「アドエア50エアゾール」のみです。

小児の適応症は気管支喘息のみですが、「アドエア100ディスクス」では1回1吸入1日2回、「アドエア50エアゾール」では1回1～2吸入1日2回と添付文書に記載されています。1回サルメテロールとして25～50 μ g、フルチカゾンプロピオン酸エステルとして50～100 μ gを1日2回ですので、これを超える場合は医療上の必要性のコメントが必要になります。

薬剤師は添付文書に記載されている「効能・効果」、「用法・用量」、「使用上の注意」、「相互作用・副作用」など、全ての情報を把握していなければなりません。小児への用法・用量を超える場合や、承認されている製剤以外が処方された場合、薬剤師は疑義照会する必要があります。そして疑義照会した結果を調剤録や薬歴、及びレセプト摘要欄にも記載するようにしてください。

この事例では処方した医療機関に対し査定処理が行われました。この薬剤単独での処方の場合は調剤基本料や薬学管理料なども医療機関から査定されます。処方せん監査を行わなければならない薬剤師にも責任があることを自覚しましょう。

＜平成26年版調剤報酬点数表の解釈p18/23、平成26年版保険薬剤師必読ハンドブックp12/42/105、グラクソ・スミスクライン(株)アドエア添付文書 参照＞

審査ニュース

事例3 (医療機関への査定事例) 新たに後発医薬品が発売された「プラビックス錠」について

〈処方〉

プラビックス錠 75mg 1錠 1日1回朝食後
 A錠 2錠 1日2回朝夕食後
 <変更可> 一包化 14日分

〈一次審査対象レセプト〉

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処方		調剤数量	調剤報酬点数			
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料	
1	1	7・1	7・1	クロピドグレル錠 75mg 「〇〇」 【内服】 1日1回朝食後	1錠	**	14	63	**	包64
1	1	7・1	7・1	A錠 【内服】 1日2回朝夕食後	2錠	1	14	63	14	包
摘要										

医科審査委員の【請求に対する疑義?】
 クロピドグレル錠 75mg 「〇〇」は、
 「末梢動脈疾患における血栓・塞栓形成の抑制の場合」の適応症がありませんがいかがでしょうか?

?

〈審査結果〉※医療機関へ査定処理

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処方		調剤数量	調剤報酬点数			
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料	
1	1	7・1	7・1	クロピドグレル錠 75mg 「〇〇」 【内服】 1日1回朝食後	1錠	**	14	63 0	** 0	包64 0
1	1	7・1	7・1	A錠 【内服】 1日2回朝夕食後	2錠	1	14	63	14	一包
摘要										

*先発医薬品「プラビックス錠」のジェネリック医薬品は、「クロピドグレル錠」として6月19日に発売されました。プラビックスには次の3つの適応症が認められています。
 ①「虚血性脳血管障害（心原性脳塞栓症を除く）後の再発抑制の場合」
 ②「経皮的冠動脈形成術（PIC）が適用される虚血性心疾患の場合」
 ③「末梢動脈疾患における血栓・塞栓形成の抑制の場合」
 しかしオーソライズド・ジェネリック（AG）であるクロピドグレル錠「SANIK」は①②の適応症のみ、その他のジェネリック（GE）は①の適応症しか認められておりません。医療機関からの処方せんが「変更可」であったり、「一般名処方」である場合は、処方せん上では病名がわからないため、ジェネリックに変更してしまう可能性があります。病名については疑義照会していただきたいのですが、広域病院など確認が取れない場合もあると思われます。このように医科レセプトの病名と、変更可処方せんを受けた薬局レセプトの変更後医薬品の適応症が違うケースについて、審査支払機関で医療機関に対し適応症違いとして「査定」となる場合もあります。しかしながら医療機関は「プラビックス錠」で処方したなどとして「再審査請求」を行えば、査定分は「復活処理」されることとなります。もし医療機関からこの件について査定されたなど問い合わせがあれば、「再審査請求」をしていただくようお願いして下さい。なお「コンブラビン配合錠」は、クロピドグレル硫酸塩にアスピリンを加えた配合錠であるため、「プラビックス錠」の後発医薬品ではありませんので、ご注意願います。

【参考】

日医工 抗血小板薬プラビックスのAGを独占販売 適応症で他社と差別化

日医工は2月16日、サノフィの抗血小板薬プラビックス（一般名：クロピドグレル）と原薬、添加物、製造方法・製造場所が同一のオーソライズド・ジェネリック（以下、AG）を独占販売すると発表した。発売時期は6月の予定。日医工が販売するAGは、サノフィ100%子会社でジェネリック事業を行うサノフィ・ゼンティバ社が製造販売承認を取得したクロピドグレル錠25mg「SANIK」と同75mg「SANIK」となる。プラビックスは国内売上トップ製品で、2014年の売上は薬価ベースで1287億8700万円だった。
 先発品プラビックスは物質特許が2013年2月に満了したが、再審査期間（PADを除き14年1月まで）や用途特許などが残っていた。一般的なジェネリック（以下、GE）もAGとともに6月に登場する見込みだが、日医工とサノフィによると、GEは「虚血性脳血管障害（心原性脳塞栓症を除く）後の再発抑制のみが適応となる一方、AGはこれに加え、先発品に用途特許が残っている【経皮的冠動脈形成術（PCI）が適用される急性冠症候群、安定狭心症、陳旧性心筋梗塞】も適応となる許諾を受けている。なお、プラビックスは「末梢動脈疾患（PAD）における血栓・塞栓形成の抑制」の適応も持つが、再審査期間中のためAGも使えない。
 サノフィもジェネリックを自社販売している。サノフィが同日に日医工の独占販売に合意した理由は、プラビックスに用途特許などが残っていることに加え、プラビックスとアスピリンとの配合剤コンブラビンも13年12月から発売していることから、「（プラビックス、コンブラビンで構成する）プラビックスファミリーの価値最大化に活動の重点を置くため」（サノフィ広報部）としている。

<ミクスonlineより>

<支払基金の「突合点検」結果について>

処方箋内容		投与日数	保険薬局の誤請求内容		投与日数	誤請求理由	保険薬局への査定内容	査定事由
ロコイドクリーム	180g		ロコイドクリーム	230g		用量入力誤り	180gに査定	B
			ボナロン錠 35mg	1錠		医療機関名の誤入力	全て0 (病名突合)	A
			ルミガン点眼液 0.03%	7.5ml		医療機関名の誤入力	全て0 (病名突合)	A
			アムロジピンOD錠 5mg	1錠		医療機関名の誤入力	全て0 (病名突合)	A
			ランサップ 400	1シート				
			ファミビル錠 250mg	3錠		医療機関名の誤入力	全て0 (病名突合)	A
アスベリン散 10%	0.2g		アスベリン散 10%	20g		用量入力誤り	0.2gに査定	B

査 定 事 由	A	療養担当規則等に照らし、医学的に適応と認められないもの
	B	療養担当規則等に照らし、医学的に過剰・重複と認められるもの
	C	療養担当規則等に照らし、A・B以外の医学的理由により適当と認められないもの
	D	告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの
	F	固定点数が誤っているもの
	K	その他

<支払基金からのお知らせ>

『突合点検の結果による調剤レセプトの返戻について』

突合点検の結果、医科レセプトの請求内容と調剤レセプトの請求内容が相違している場合に、調剤レセプトが返戻されることがあります。この場合、調剤レセプト作成において、処方せんからの転記誤り等が考えられることから、処方せんと返戻された調剤レセプトの照合確認を行い、誤りが無ければ審査支払機関へ再請求してください。

(参考)

《調剤レセプト返戻文言事例》

「突合点検の結果、医療機関の請求と相違がみられますので、処方せんからの転記誤り等が考えられることから、レセプトと処方せんを照合確認の上、誤りが無ければ再請求願います。」